

# 第6期長崎県分別収集促進計画



ゴミゼロながさき

平成22年11月

長 崎 県

## は じ め に

「大量生産・大量消費・大量廃棄」による経済活動を続けてきた我が国においては、廃棄物最終処分場のひっ迫や不法投棄などが問題となるとともに、将来的な資源・エネルギーの枯渇も懸念されているところです。

環境省がとりまとめた平成 20 年度の一般廃棄物の排出及び処理状況等については、一般廃棄物の排出量は約 4,811 万トンと年々削減される一方、リサイクル率はここ数年増加傾向にはあるものの、なお 20.3%にとどまっています。

ゴミのない地域社会を実現し、資源循環型の暮らしへと転換していくためには、循環型社会形成推進基本法をはじめとした関係法令を円滑かつ的確に施行することにより、廃棄物の排出を抑制し、その上でリサイクルを推進していく必要があります。とりわけ、一般廃棄物の約 6 割を占める容器包装廃棄物に対する排出抑制及びリサイクルへの取り組みは極めて重要なことです。

消費者が分別排出、市町村が分別収集・選別保管、特定事業者が再商品化を行う役割を担わせる制度である「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル法」という。)は、平成 7 年に制定され制度の浸透が図られてきており、また、平成 18 年には容器包装廃棄物の排出抑制の促進強化を図る等の法改正が行われました。

これらを踏まえ、県内市町が策定した「第 6 期市町分別収集計画」に基づく一般廃棄物の減量化や再資源化についての積極的な取り組みを支援するため、今回、平成 23 年度を始期とする「第 6 期長崎県分別収集促進計画」を作成しました。

本計画書により、「長崎県廃棄物処理計画」に示している「ゴミのない、資源循環型の長崎県(ゴミゼロながさき)」の形成に向け施策を講じていくものです。

廃棄物の減量化・リサイクルを推進するためには、県民、事業者、行政が各々の役割を分担し、お互いに協力しながら各種取り組みを実施していくことが不可欠です。県民の皆様におかれましては、身近な、空きびん、空き缶、ペットボトルなどの容器包装廃棄物の排出抑制及びリサイクルについて引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成 22 年 11 月

長崎県環境部長 徳永 孝二

# 【目 次】

1 計画策定の意義 .....	1
2 長崎県廃棄物処理計画等と本計画との関係 .....	2
(1) 長崎県廃棄物処理計画と本計画との位置づけ .....	2
(2) 第5期分別収集計画と本計画との比較 .....	2
3 基本的方向 .....	3
4 計画期間 .....	4
5 対象品目 .....	4
6 容器包装廃棄物について、各年度における市町別の排出量の見込み及び当該排出見込み量を合算して得られる量（法第9条第2項第1号） .....	5
7 容器包装廃棄物の分別収集量及び分別収集率の見込み（参考） .....	6
8 容器包装廃棄物の分別基準適合物について、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町別の量の見込み及び当該見込み量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量（法第9条第2項第2号） .....	7
(1) 商品のうち、主としてガラス製容器のものであって無色のものに係る分別基準適合物 .....	7
(2) 商品のうち、主としてガラス製容器のものであって茶色のものに係る分別基準適合物 .....	9
(3) 商品のうち、主としてガラス製容器のものであって無色又は茶色のもの以外に係る分別基準適合物 .....	11
(4) 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製（PET）のもの（飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの）に係る分別基準適合物 .....	13
(5) 商品の容器のうち、主としてプラスチック製の容器包装であってPETボトル以外のものに係る分別基準適合物 .....	15
(6) 商品の容器のうち、主としてプラスチック製の容器包装であってPETボトル以外のもののうち白色トレイに係る分別基準適合物 .....	17

( 7 )	商品の容器のうち、主として紙製の容器包装であって飲料用及び段ボール以外のものに係る分別基準適合物	19
9	法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定めるものについて、各年度における市町別の量の見込み及び当該見込み量を合算して得られる量（法第 9 条第 2 項第 3 号）	21
( 1 )	主として鋼製の容器包装に係るもの	21
( 2 )	主としてアルミニウム製の容器包装に係るもの	22
( 3 )	主として紙製の容器包装であって、飲料を充填するための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に係るもの	23
( 4 )	主として段ボール製の容器包装に係るもの	24
10	容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進、その他の分別収集の促進に関する事項（法第 9 条第 2 項第 4 号）	25
( 1 )	容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及	25
( 2 )	県並びに市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進	27
( 3 )	市町への積極的な支援・助言	28
( 4 )	関係者への協力要請	30
( 5 )	再商品化の促進	31
( 6 )	第 7 期分別収集促進計画策定に向けた取り組み	31
11	容器包装廃棄物の分別収集の推移について	33
12	容器包装廃棄物の分別収集の問題点及び方策について	34
( 1 )	容器包装廃棄物の分別収集目標達成に向けた今後の課題	34
( 2 )	容器包装廃棄物の分別収集目標達成のための方策	37

【資料編】

表 - 1	容器包装廃棄物種別別排出割合
表 - 2	容器包装廃棄物種別別排出量
表 - 3	容器包装廃棄物種別別分別収集量
表 - 4	容器包装廃棄物種別別分別収集率
表 - 5	容器包装廃棄物分別収集実施市町数

## 1 計画策定の意義

家庭から一般廃棄物として排出されるガラス容器、ペットボトル、飲料用紙パック（アルミニウムが利用されているものを除く。）等の容器包装廃棄物のリサイクルシステムを構築するため平成9年から施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）は、平成12年に「段ボール」、「飲料用及び段ボール以外の紙製容器包装」、「ペットボトル以外のプラスチック製容器包装」が分別収集の対象品目として追加されました。

また、平成18年6月には、「容器包装リサイクル法の一部を改正する法律」（以下「改正容器包装リサイクル法」という。）が公布され、特に容器包装廃棄物の排出抑制の促進について強化が図られたところです。

このような中、本県では廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成14年に廃棄物処理法に基づき「長崎県廃棄物処理計画」を策定し、さらに、平成18年には見直しを行ったところです。同計画は平成22年に終期を迎えることから今年度、平成23年度を始期とした新たな「長崎県廃棄物処理計画」を策定する予定としています。

また、県内21市町では、容器包装リサイクル法第8条に基づき平成23年度を始期とする「第6期市町分別収集計画」が策定されています。

そこで、本県の廃棄物処理における分別収集の個別計画として、各市町の分別収集計画に基づく一般廃棄物の減量化や再資源化についての積極的な取り組みを支援するために、容器包装リサイクル法第9条に基づき『第6期長崎県分別収集促進計画』（以下「本計画」という。）を策定し、県域及び各市町における以下の項目等を定めるものとします。

容器包装廃棄物の排出見込み量

特定分別基準適合物ごとの分別収集見込み量

容器包装リサイクル法第2条第6項の主務省令で定める物ごとの分別収集見込み量

容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進のための方策

本計画の円滑な実施によって、容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集量の拡大を期するものです。さらに、分別収集の促進を通じて、一般廃棄物の再資源化と減量化による最終処分場の延命化や焼却施設の負荷軽減を図り、循環型社会の形成の推進を図ります。

## 2 長崎県廃棄物処理計画等と本計画との関係

### (1) 長崎県廃棄物処理計画と本計画との位置づけ

本計画は、長崎県廃棄物処理計画に基づく本県における一般廃棄物処理の分別収集に関する個別計画です。

また、本計画は、市町が容器包装リサイクル法第8条に基づき策定した市町分別収集計画との整合を図っており、本県の分別収集についての取り組み姿勢を広く一般に公開することにより、県民及び事業者の協力を求める基礎となるものです。

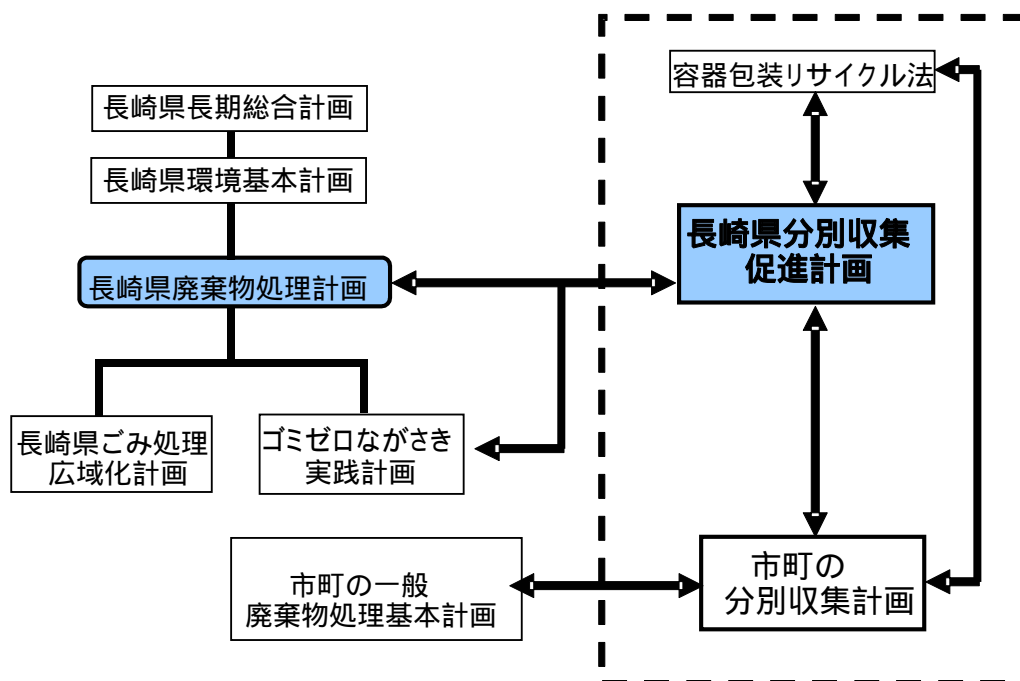


図2 - 1 長崎県廃棄物処理計画と本計画との位置づけ

### (2) 第5期分別収集計画と本計画との比較

平成19年度に策定した第5期分別収集促進計画(計画期間:平成20年度~平成24年度)では、分別収集率は36.8%から37.0%に推移するとしていますが、本計画では、平成23年度から平成27年度の間、37.3%から38.0%に推移することとしており、第5期計画と比べて分別収集率は増加する見込みです。

収集計画量の推計は、直近年度の収集実績量などを勘案し見込んでいますが、増加する要因として、ごみの排出抑制対策が促進され排出量が削減されていることと併せ、分別収集の徹底の効果が現れているものと考えられます。

表 2 - 1 第 5、6 期分別収集促進計画における容器包装廃棄物の状況

(単位:t)

第 5 期	項 目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	排出量	94,289	94,383	94,284	94,100	93,932	-	-	-
分別収集量	34,668	34,826	34,891	34,770	34,740	-	-	-	
分別収集率	36.8	36.9	37.0	37.0	37.0	-	-	-	
第 6 期	項 目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	排出量	-	-	-	79,221	78,639	78,054	77,398	76,865
分別収集量	-	-	-	29,585	29,484	29,384	29,254	29,187	
分別収集率	-	-	-	37.3	37.5	37.6	37.8	38.0	

### 3 基本的方向

廃棄物の発生を抑え減量化するには、県民・事業者・行政が各々の責任のもと、確実に取り組みを実施していくことが重要です。

そのため、本県では廃棄物の減量化について「4 R (Refuse・Reduce・Reuse・Recycle)」を推進することを基本的な考え方として進めていくこととします。

<sup>リフューズ</sup>  
Refuse : 断る。家庭や事業所にごみとなるものを持ち込まない行為を言う。過剰包装を断ったり、使い捨ての商品を買わないことなど。

<sup>リデュース</sup>  
Reduce : 減らす。ものを大切にし、ごみとして出さない行為を言う。生ごみの堆肥化や、食事は残さずに食べることなど。

<sup>リユース</sup>  
Reuse : 再使用する。そのままの形で再使用する行為を言う。ビールびんなどのリターナブルびんを使用したり、ガレッジセールなどで自分に不要になった衣類等を再使用してもらうことなど。

<sup>リサイクル</sup>  
Recycle : 再生利用する。廃棄物となったものを一度壊し、原材料として新しいものに作り替えて使用する行為を言う。いわゆる空きかんやペットボトルのリサイクルなど。

また、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の実施等にあたっては、消費者は分別排出、市町は分別収集、事業者は再商品化というように適切な役割分担のもとで、それぞれが積極的に責務を果たすことが必要です。

以上の容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等の基本的方向を踏まえ、本県は以下の方策を基本として、市町における容器包装廃棄物の分別収集の促進に努めます。

排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及  
 県並びに市町相互間の分別収集に関する情報の交換促進  
 市町への積極的な支援・助言  
 関係者への協力要請

再商品化の促進

第7期分別収集促進計画策定に向けた取り組み

#### 4 計画期間

本計画の計画期間は平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

#### 5 対象品目

本計画は、以下に示す容器包装廃棄物10品目を対象品目とする。

無色のガラス製容器

茶色のガラス製容器

その他の色のガラス製容器

主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ、調味料等を充填するための容器

主としてプラスチック製容器包装であってペットボトル以外のもの

主として鋼製の容器包装

主としてアルミニウム製の容器包装

主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)

主として段ボール製の容器包装

主として紙製の容器包装であって段ボール、紙パック以外のもの

6 容器包装廃棄物について、各年度における市町別の排出量の見込み及び当該排出見込み量を合算して得られる量（法第9条第2項第1号）

(1/1)

(単位：t)

市 町 村 名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
長崎市	35,490	35,160	34,820	34,410	34,100
佐世保市	12,503	12,412	12,330	12,235	12,166
島原市	1,200	1,187	1,174	1,162	1,148
諫早市	9,191	9,154	9,117	9,079	9,044
大村市	3,112	3,128	3,144	3,160	3,176
平戸市	445	443	442	441	441
松浦市	357.9	351.8	344.7	337.6	330.6
対馬市	1,190	1,180	1,170	1,160	1,150
壱岐市	4,232	4,169	4,106	4,045	3,984
五島市	1,335	1,309	1,282	1,257	1,232
西海市	766	766	766	766	766
雲仙市	752	751	752	752	752
南島原市	3,514	3,475	3,437	3,402	3,369
長与町	981	984	987	991	994
時津町	920	925	932	938	943
東彼杵町	444	449	453	458	462
川棚町	959	968	978	987	997
波佐見町	853	861	869	878	886
小値賀町	148	146	138	134	128
佐々町	185.31	183.35	181.63	179.81	178.02
新上五島町	643	637	631	626	618
合 計	79,221.21	78,639.15	78,054.33	77,398.41	76,864.62
実施市町数	21	21	21	21	21

## 7 容器包装廃棄物の分別収集量及び分別収集率の見込み（参考）

(1/1) (単位：t, %)

市 町 村 名	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	分別収集量	分別収集率	分別収集量	分別収集率	分別収集量	分別収集率	分別収集量	分別収集率	分別収集量	分別収集率
長崎市	13,160.00	37.08	13,030.00	37.06	12,900.00	37.05	12,740.00	37.02	12,640.00	37.07
佐世保市	3,439.00	27.51	3,519.00	28.35	3,595.00	29.16	3,671.00	30.00	3,751.00	30.83
島原市	1,200.00	100.00	1,187.00	100.00	1,174.00	100.00	1,162.00	100.00	1,148.00	100.00
諫早市	1,448.00	15.75	1,442.00	15.75	1,437.00	15.76	1,430.00	15.75	1,425.00	15.76
大村市	901.00	28.95	911.00	29.12	921.00	29.29	931.00	29.46	941.00	29.63
平戸市	404.70	90.94	404.70	91.35	404.60	91.54	400.60	90.84	400.60	90.84
松浦市	315.00	88.01	311.90	88.66	307.90	89.32	305.60	90.52	302.70	91.56
対馬市	647.00	54.37	637.00	53.98	630.00	53.85	622.00	53.62	616.00	53.57
壱岐市	1,653.00	39.06	1,629.00	39.07	1,605.00	39.09	1,583.00	39.13	1,561.00	39.18
五島市	879.00	65.84	861.00	65.78	844.00	65.83	828.00	65.87	808.00	65.58
西海市	766.00	100.00	766.00	100.00	766.00	100.00	766.00	100.00	766.00	100.00
雲仙市	488.00	64.89	487.00	64.85	486.00	64.63	487.00	64.76	487.00	64.76
南島原市	827.00	23.53	841.00	24.20	858.00	24.96	873.00	25.66	890.00	26.42
長与町	945.76	96.41	949.00	96.44	952.23	96.48	955.47	96.41	958.70	96.45
時津町	920.00	100.00	925.00	100.00	932.00	100.00	938.00	100.00	943.00	100.00
東彼杵町	153.00	34.46	153.00	34.08	153.00	33.77	153.00	33.41	153.00	33.12
川棚町	303.00	31.60	303.00	31.30	303.00	30.98	303.00	30.70	303.00	30.39
波佐見町	283.00	33.18	283.00	32.87	284.00	32.68	284.00	32.35	284.00	32.05
小値賀町	107.00	72.30	107.00	73.29	102.00	73.91	99.00	73.88	96.00	75.00
佐々町	185.31	100.00	183.35	100.00	181.63	100.00	179.81	100.00	178.02	100.00
新上五島町	560.00	87.09	554.00	86.97	548.00	86.85	543.00	86.74	535.00	86.57
合 計	29,584.77	37.34	29,483.95	37.49	29,384.36	37.65	29,254.48	37.80	29,187.02	37.97

(単位：t)

項 目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物の分別収集量	29,584.77	29,483.95	29,384.36	29,254.48	29,187.02
びん類	9,169.91	9,140.97	9,113.06	9,071.94	9,048.22
無色	2,784.62	2,795.37	2,805.02	2,814.68	2,827.43
茶色	3,812.44	3,789.74	3,768.15	3,734.46	3,712.87
その他	2,572.85	2,555.86	2,539.89	2,522.80	2,507.92
プラスチック	11,186.02	11,132.14	11,080.57	11,005.79	10,962.15
PETボトル	3,097.27	3,096.92	3,097.69	3,087.34	3,087.11
その他プラスチック製容器包装	8,088.75	8,035.22	7,982.88	7,918.45	7,875.04
うち白色トレイ	57.29	58.29	59.29	60.29	61.29
缶	3,867.89	3,849.00	3,840.10	3,826.21	3,827.11
スチール	2,536.22	2,524.67	2,513.11	2,505.55	2,503.89
アルミニウム	1,331.67	1,324.33	1,326.99	1,320.66	1,323.22
紙類	5,360.95	5,361.84	5,350.63	5,350.54	5,349.54
飲料用紙製容器	154.44	158.43	162.32	166.32	169.31
段ボール	5,020.51	5,017.41	5,003.31	4,998.22	4,994.23
その他紙製容器包装	186.00	186.00	185.00	186.00	186.00

8 容器包装廃棄物の分別基準適合物について、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町別の量の見込み及び当該見込み量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量（法第9条第2項第2号）

（1）商品のうち、主としてガラス製容器のものであって無色のものに係る分別基準適合物

(1/2) (単位：t)

市町村名	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
長崎市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1,010		1,000		990		980		970	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	940	70	930	70	920	70	910	70	900	70
佐世保市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	578		600		622		643		665	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	410	168	426	174	442	180	457	186	472	193
島原市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	97		96		95		94		93	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	97	0	96	0	95	0	94	0	93
諫早市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	115		114		114		113		113	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	115	0	114	0	114	0	113	0	113
大村市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	121		122		123		124		125	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	121	0	122	0	123	0	124	0	125	0
平戸市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	59		59		59		58		58	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	59	0	59	0	59	0	58	0	58	0
松浦市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	37.6		37.3		36.9		36.5		36.2	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	30.7	6.9	30.4	6.9	30.1	6.8	29.8	6.7	29.5	6.7
対馬市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	12		11		11		11		11	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	12	0	11	0	11	0	11	0	11	0
壱岐市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	100		99		98		97		96	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	100	0	99	0	98	0	97	0	96	0
五島市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	110		108		105		103		101	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	110	0	108	0	105	0	103	0	101	0
西海市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	88		88		88		88		88	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	88	0	88	0	88	0	88	0	88	0
雲仙市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	59		59		59		59		59	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	59	0	59	0	59	0	59	0	59

市 町 村 名	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
南島原市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	120		124		128		133		138	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0	120	0	124	0	128	0	133	0	138
長与町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	86.27		86.57		86.86		87.16		87.45	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	86.27	0	86.57	0	86.86	0	87.16	0	87.45	0
時津町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	32		33		33		33		33	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	32	0	33	0	33	0	33	0	33	0
東彼杵町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	13		13		13		13		13	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13
川棚町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	23		23		23		23		23	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0	23	0	23	0	23	0	23	0	23
波佐見町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	23		23		23		23		23	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0	23	0	23	0	23	0	23	0	23
小値賀町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	10		10		9		8		8	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	10	0	10	0	9	0	8	0	8	0
佐々町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	24.75		24.50		24.26		24.02		23.78	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	24.75	0	24.50	0	24.26	0	24.02	0	23.78	0
新上五島町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	66		65		64		64		63	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	66	0	65	0	64	0	64	0	63	0
合 計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	2,784.62		2,795.37		2,805.02		2,814.68		2,827.43	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	2,089.72	694.90	2,092.47	702.90	2,093.22	711.80	2,093.98	720.70	2,095.73	731.70
実施市町数	21		21		21		21		21	

(2) 商品のうち、主としてガラス製容器のものであって茶色のものに係る分別基準適合物

(1/2)

(単位：t)

市 町 村 名	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
長崎市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1,130	1,120	1,110	1,090	1,080	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	870	260	860	260	850	260	840	250	830	250
佐世保市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	709	704	699	694	690	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	503	206	500	204	496	203	493	201	490	200
島原市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	242	240	237	235	232	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	242	0	240	0	237	0	235	0	232
諫早市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	259	258	257	256	255	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	259	0	258	0	257	0	256	0	255
大村市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	141	142	143	144	145	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	141	0	142	0	143	0	144	0	145	0
平戸市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	71	71	71	70	70	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	71	0	71	0	71	0	70	0	70	0
松浦市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	54.5	53.9	53.4	52.8	52.3	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	44.6	9.9	44.1	9.8	43.7	9.7	43.2	9.6	42.8	9.5
対馬市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	44	43	42	41	40	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	44	0	43	0	42	0	41	0	40	0
壱岐市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	131	129	127	125	123	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	131	0	129	0	127	0	125	0	123	0
五島市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	124	121	119	117	114	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	124	0	121	0	119	0	117	0	114	0
西海市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	98	98	98	98	98	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	98	0	98	0	98	0	98	0	98	0
雲仙市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	128	128	128	128	128	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	128	0	128	0	128	0	128	0	128

市 町 村 名	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
南島原市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	287		290		293		296		299	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0	287	0	290	0	293	0	296	0	299
長与町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	52.22		52.40		52.58		52.76		52.94	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	52.22	0	52.40	0	52.58	0	52.76	0	52.94	0
時津町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	53		53		54		54		54	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	53	0	53	0	54	0	54	0	54	0
東彼杵町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	23		23		23		23		23	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0	23	0	23	0	23	0	23	0	23
川棚町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	42		42		42		42		42	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0	42	0	42	0	42	0	42	0	42
波佐見町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	41		41		41		41		41	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0	41	0	41	0	41	0	41	0	41
小値賀町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	25		25		24		23		23	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	25	0	25	0	24	0	23	0	23	0
佐々町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	27.72		27.44		27.17		26.90		26.63	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	27.72	0	27.44	0	27.17	0	26.90	0	26.63	0
新上五島町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	130		128		127		125		124	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	130	0	128	0	127	0	125	0	124	0
合 計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3,812.44		3,789.74		3,768.15		3,734.46		3,712.87	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	2,314.54	1,497.90	2,293.94	1,495.80	2,274.45	1,493.70	2,252.86	1,481.60	2,233.37	1,479.50
実施市町数	21		21		21		21		21	

(3) 商品のうち、主としてガラス製容器のものであって無色又は茶色のもの以外に係る分別基準適合物

(1/2)

(単位：t)

市町村名	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
長崎市	(合計) 940		(合計) 930		(合計) 920		(合計) 910		(合計) 900	
	(引渡) 830	(独自処理) 110	(引渡) 820	(独自処理) 110	(引渡) 810	(独自処理) 110	(引渡) 800	(独自処理) 110	(引渡) 790	(独自処理) 110
佐世保市	(合計) 873		(合計) 867		(合計) 861		(合計) 854		(合計) 850	
	(引渡) 620	(独自処理) 253	(引渡) 616	(独自処理) 251	(引渡) 611	(独自処理) 250	(引渡) 606	(独自処理) 248	(引渡) 604	(独自処理) 246
島原市	(合計) 52		(合計) 51		(合計) 50		(合計) 50		(合計) 49	
	(引渡) 52	(独自処理) 0	(引渡) 51	(独自処理) 0	(引渡) 50	(独自処理) 0	(引渡) 50	(独自処理) 0	(引渡) 49	(独自処理) 0
諫早市	(合計) 30		(合計) 30		(合計) 30		(合計) 30		(合計) 29	
	(引渡) 30	(独自処理) 0	(引渡) 30	(独自処理) 0	(引渡) 30	(独自処理) 0	(引渡) 30	(独自処理) 0	(引渡) 29	(独自処理) 0
大村市	(合計) 81		(合計) 82		(合計) 83		(合計) 84		(合計) 85	
	(引渡) 81	(独自処理) 0	(引渡) 82	(独自処理) 0	(引渡) 83	(独自処理) 0	(引渡) 84	(独自処理) 0	(引渡) 85	(独自処理) 0
平戸市	(合計) 113		(合計) 113		(合計) 113		(合計) 112		(合計) 112	
	(引渡) 113	(独自処理) 0	(引渡) 113	(独自処理) 0	(引渡) 113	(独自処理) 0	(引渡) 112	(独自処理) 0	(引渡) 112	(独自処理) 0
松浦市	(合計) 90.1		(合計) 89.2		(合計) 88.3		(合計) 87.3		(合計) 86.5	
	(引渡) 73.3	(独自処理) 16.8	(引渡) 72.5	(独自処理) 16.7	(引渡) 71.8	(独自処理) 16.5	(引渡) 71.0	(独自処理) 16.3	(引渡) 70.3	(独自処理) 16.2
対馬市	(合計) 10		(合計) 10		(合計) 10		(合計) 10		(合計) 10	
	(引渡) 10	(独自処理) 0	(引渡) 10	(独自処理) 0	(引渡) 10	(独自処理) 0	(引渡) 10	(独自処理) 0	(引渡) 10	(独自処理) 0
壱岐市	(合計) 17		(合計) 17		(合計) 17		(合計) 17		(合計) 17	
	(引渡) 17	(独自処理) 0	(引渡) 17	(独自処理) 0	(引渡) 17	(独自処理) 0	(引渡) 17	(独自処理) 0	(引渡) 17	(独自処理) 0
五島市	(合計) 54		(合計) 53		(合計) 52		(合計) 51		(合計) 50	
	(引渡) 54	(独自処理) 0	(引渡) 53	(独自処理) 0	(引渡) 52	(独自処理) 0	(引渡) 51	(独自処理) 0	(引渡) 50	(独自処理) 0
西海市	(合計) 28		(合計) 28		(合計) 28		(合計) 28		(合計) 28	
	(引渡) 28	(独自処理) 0	(引渡) 28	(独自処理) 0	(引渡) 28	(独自処理) 0	(引渡) 28	(独自処理) 0	(引渡) 28	(独自処理) 0
雲仙市	(合計) 11		(合計) 10		(合計) 10		(合計) 10		(合計) 10	
	(引渡) 11	(独自処理) 0	(引渡) 10	(独自処理) 0	(引渡) 10	(独自処理) 0	(引渡) 10	(独自処理) 0	(引渡) 10	(独自処理) 0

市 町 村 名	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
南島原市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	59		61		63		65		68	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	59	0	61	0	63	0	65	0	68	0
長与町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	29.94		30.04		30.15		30.25		30.35	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	29.94	0	30.04	0	30.15	0	30.25	0	30.35	0
時津町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	74		74		75		75		76	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	74	0	74	0	75	0	75	0	76	0
東彼杵町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	15		15		15		15		15	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	15	0	15	0	15	0	15	0	15	0
川棚町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	27		27		27		27		27	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	27	0	27	0	27	0	27	0	27	0
波佐見町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	27		27		27		27		27	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	27	0	27	0	27	0	27	0	27	0
小値賀町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	7		7		6		6		5	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	7	0	7	0	6	0	6	0	5	0
佐々町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	18.81		18.62		18.44		18.25		18.07	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	18.81	0	18.62	0	18.44	0	18.25	0	18.07	0
新上五島町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	16		16		16		16		15	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	16	0	16	0	16	0	16	0	15	0
合 計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	2,572.85		2,555.86		2,539.89		2,522.80		2,507.92	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	2,163.05	409.80	2,148.16	407.70	2,133.39	406.50	2,118.50	404.30	2,106.72	401.20
実施市町数	21		21		21		21		21	

(4) 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製(PET)のもの(飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの)に係る分別基準適合物

(1/2)

(単位:t)

市町村名	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
長崎市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1,320		1,310		1,300		1,280		1,270	
佐世保市	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	470	118	482	120	493	123	504	126	515	129
島原市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	119	0	118	0	117	0	116	0	114	0
諫早市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	239	0	238	0	237	0	236	0	235	0
大村市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	71	0	72	0	73	0	74	0	75	0
平戸市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	44	0	44	0	44	0	43	0	43	0
松浦市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	35.4	0	35.0	0	34.7	0	34.3	0	34.0	0
対馬市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	36	0	35	0	35	0	35	0	35	0
壱岐市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	69	0	68	0	67	0	66	0	65	0
五島市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	101	0	99	0	97	0	95	0	93	0
西海市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	62	0	62	0	62	0	62	0	62	0
雲仙市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	74	0	74	0	74	0	74	0	74	0

市 町 村 名	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
南島原市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	45		47		48		50		52	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	45	0	47	0	48	0	50	0	52	0
長与町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	77.08		77.34		77.61		77.87		78.14	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	77.08	0	77.34	0	77.61	0	77.87	0	78.14	0
時津町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	67		67		68		68		69	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	67	0	67	0	68	0	68	0	69	0
東彼杵町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	13		13		13		13		13	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0
川棚町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	25		25		25		25		25	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	25	0	25	0	25	0	25	0	25	0
波佐見町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	24		24		24		24		24	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	24	0	24	0	24	0	24	0	24	0
小値賀町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	6		6		5		5		4	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	6	0	6	0	5	0	5	0	4	0
佐々町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	20.79		20.58		20.38		20.17		19.97	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	20.79	0	20.58	0	20.38	0	20.17	0	19.97	0
新上五島町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	61		60		60		59		58	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	61	0	60	0	60	0	59	0	58	0
合 計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3,097.27		3,096.92		3,097.69		3,087.34		3,087.11	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	2,979.27	118.00	2,976.92	120.00	2,974.69	123.00	2,961.34	126.00	2,958.11	129.00
実施市町数	21		21		21		21		21	

(5) 商品の容器のうち、主としてプラスチック製の容器包装であってPETボトル以外のものに係る分別基準適合物

(1/2)

(単位：t)

市町村名	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
長崎市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	6,070		6,010		5,950		5,880		5,830	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	5890	180	5830	180	5770	180	5700	180	5660	170
佐世保市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
島原市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	154		152		150		148		147	
諫早市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
大村市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	269		272		275		278		281	
平戸市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.1		0.1		0.1		0.1		0.1	
松浦市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1.1		1.1		1.1		1.1		1.1	
対馬市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	5		5		5		5		5	
壱岐市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	21		21		21		21		21	
五島市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	37		37		36		35		34	
西海市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	187		187		187		187		187	
雲仙市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	7		7		7		7		7	

(2/2)

(単位：t)

市 町 村 名	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
南島原市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	32		33		35		36		37	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	32	0	33	0	35	0	36	0	37	0
長与町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	552.58		554.46		556.34		558.23		560.13	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	552.58	0	554.46	0	556.34	0	558.23	0	560.13	0
時津町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	491		494		497		500		503	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	491	0	494	0	497	0	500	0	503	0
東彼杵町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	39		39		39		39		39	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	39	0	39	0	39	0	39	0	39	0
川棚町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	86		86		86		86		86	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	86	0	86	0	86	0	86	0	86	0
波佐見町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	75		75		76		76		76	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	75	0	75	0	76	0	76	0	76	0
小値賀町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3		3		3		3		3	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
佐々町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	31.97		31.56		31.34		31.02		30.71	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	31.97	0	31.56	0	31.34	0	31.02	0	30.71	0
新上五島町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	27		27		27		27		27	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0	27	0	27	0	27	0	27	0	27
合 計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	8,088.75		8,035.22		7,982.88		7,918.45		7,875.04	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	7,863.65	225.10	7,810.12	225.10	7,757.78	225.10	7,693.35	225.10	7,659.94	215.10
実施市町数	19		19		19		19		19	

( 6 ) 商品の容器のうち、主としてプラスチック製の容器包装であってPETボトル以外のもの  
のうち白色トレイに係る分別基準適合物

( 1 / 2 )

( 単位 : t )

市 町 村 名	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
長崎市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
佐世保市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
島原市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
諫早市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
大村市	(合計) 5		(合計) 6		(合計) 7		(合計) 8		(合計) 9	
	(引渡量) 5	(独自処理量) 0	(引渡量) 6	(独自処理量) 0	(引渡量) 7	(独自処理量) 0	(引渡量) 8	(独自処理量) 0	(引渡量) 9	(独自処理量) 0
平戸市	(合計) 0.1		(合計) 0.1		(合計) 0.1		(合計) 0.1		(合計) 0.1	
	(引渡量) 0.1	(独自処理量) 0	(引渡量) 0.1	(独自処理量) 0	(引渡量) 0.1	(独自処理量) 0	(引渡量) 0.1	(独自処理量) 0	(引渡量) 0.1	(独自処理量) 0
松浦市	(合計) 1.1		(合計) 1.1		(合計) 1.1		(合計) 1.1		(合計) 1.1	
	(引渡量) 1	(独自処理量) 0.1	(引渡量) 1	(独自処理量) 0.1	(引渡量) 1	(独自処理量) 0.1	(引渡量) 1	(独自処理量) 0.1	(引渡量) 1	(独自処理量) 0.1
対馬市	(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2	
	(引渡量) 2	(独自処理量) 0	(引渡量) 2	(独自処理量) 0	(引渡量) 2	(独自処理量) 0	(引渡量) 2	(独自処理量) 0	(引渡量) 2	(独自処理量) 0
壱岐市	(合計) 6		(合計) 6		(合計) 6		(合計) 6		(合計) 6	
	(引渡量) 6	(独自処理量) 0	(引渡量) 6	(独自処理量) 0	(引渡量) 6	(独自処理量) 0	(引渡量) 6	(独自処理量) 0	(引渡量) 6	(独自処理量) 0
五島市	(合計) 11		(合計) 11		(合計) 10		(合計) 10		(合計) 10	
	(引渡量) 11	(独自処理量) 0	(引渡量) 11	(独自処理量) 0	(引渡量) 10	(独自処理量) 0	(引渡量) 10	(独自処理量) 0	(引渡量) 10	(独自処理量) 0
西海市	(合計) 8		(合計) 8		(合計) 8		(合計) 8		(合計) 8	
	(引渡量) 8	(独自処理量) 0	(引渡量) 8	(独自処理量) 0	(引渡量) 8	(独自処理量) 0	(引渡量) 8	(独自処理量) 0	(引渡量) 8	(独自処理量) 0
雲仙市	(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1	
	(引渡量) 1	(独自処理量) 0	(引渡量) 1	(独自処理量) 0	(引渡量) 1	(独自処理量) 0	(引渡量) 1	(独自処理量) 0	(引渡量) 1	(独自処理量) 0

市 町 村 名	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
南島原市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	4		4		5		5		5	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	4	0	4	0	5	0	5	0	5	0
長与町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
時津町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
東彼杵町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1		1		1		1		1	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
川棚町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	2		2		2		2		2	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
波佐見町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	2		2		2		2		2	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
小値賀町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3		3		3		3		3	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
佐々町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.09		0.09		0.09		0.09		0.09	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0.09	0	0.09	0	0.09	0	0.09	0	0.09	0
新上五島町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	11		11		11		11		11	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11
合 計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	57.29		58.29		59.29		60.29		61.29	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	43.19	14.10	44.19	14.10	45.19	14.10	46.19	14.10	47.19	14.10
実施市町数	15		15		15		15		15	

(7) 商品の容器のうち、主として紙製の容器包装であって飲料用及び段ボール以外のものに係る分別基準適合物

(1/2)

(単位：t)

市町村名	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
長崎市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	70		70		70		70		70	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	68	2	68	2	68	2	68	2	68	2
佐世保市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
島原市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	23		23		22		22		22	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	23	0	23	0	22	0	22	0	22	0
諫早市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	10		10		10		10		10	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10
大村市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
平戸市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
松浦市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
対馬市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3		3		3		3		3	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0
壱岐市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	25		25		25		25		25	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	25	0	25	0	25	0	25	0	25
五島市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
西海市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	29		29		29		29		29	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	29	0	29	0	29	0	29	0	29	0
雲仙市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	15		15		15		15		15	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	15	0	15	0	15	0	15	0	15	0

(2/2)

(単位：t)

市 町 村 名	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
南島原市	(合計) 11		(合計) 11		(合計) 11		(合計) 12		(合計) 12	
	(引渡量) 11	(独自処理量) 0	(引渡量) 11	(独自処理量) 0	(引渡量) 11	(独自処理量) 0	(引渡量) 12	(独自処理量) 0	(引渡量) 12	(独自処理量) 0
長与町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
時津町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
東彼杵町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
川棚町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
波佐見町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
小値賀町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
佐々町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
新上五島町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
合 計	(合計) 186.00		(合計) 186.00		(合計) 185.00		(合計) 186.00		(合計) 186.00	
	(引渡量) 149.00	(独自処理量) 37.00	(引渡量) 149.00	(独自処理量) 37.00	(引渡量) 148.00	(独自処理量) 37.00	(引渡量) 149.00	(独自処理量) 37.00	(引渡量) 149.00	(独自処理量) 37.00
実施市町数	8		8		8		8		8	

9 法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものについて、各年度における市町別の量の見込み及び当該見込み量を合算して得られる量（法第9条第2項第3号）

(1) 主として鋼製の容器包装に係るもの

(1/1)

(単位：t)

市 町 村 名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
長崎市	840	830	820	810	810
佐世保市	175	183	190	198	206
島原市	205	203	201	199	196
諫早市	259	258	257	256	255
大村市	51	52	53	54	55
平戸市	61	61	61	61	61
松浦市	52.6	52.1	51.6	51.1	50.5
対馬市	70	68	66	65	64
壱岐市	104	102	100	99	98
五島市	123	120	118	116	113
西海市	95	95	95	95	95
雲仙市	100	100	100	100	100
南島原市	136	137	139	140	141
長与町	9.52	9.56	9.59	9.62	9.65
時津町	43	43	43	44	44
東彼杵町	23	23	23	23	23
川棚町	42	42	42	42	42
波佐見町	41	41	41	41	41
小値賀町	12	12	11	11	10
佐々町	9.10	9.01	8.92	8.83	8.74
新上五島町	85	84	83	82	81
合 計	2,536.22	2,524.67	2,513.11	2,505.55	2,503.89
実施市町数	21	21	21	21	21

## ( 2 ) 主としてアルミニウム製の容器包装に係るもの

( 1 / 1 )

( 単位 : t )

市 町 村 名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
長崎市	480	470	470	460	460
佐世保市	101	110	118	126	134
島原市	71	70	70	69	68
諫早市	110	109	109	108	108
大村市	31	32	33	34	35
平戸市	44	44	44	44	44
松浦市	33.6	33.3	32.0	32.7	32.3
対馬市	40	38	36	33	32
壱岐市	40	39	38	37	36
五島市	67	65	64	63	61
西海市	56	56	56	56	56
雲仙市	46	46	45	46	46
南島原市	38	38	39	39	39
長与町	29.21	29.31	29.41	29.51	29.61
時津町	41	41	41	42	42
東彼杵町	9	9	9	9	9
川棚町	16	16	16	16	16
波佐見町	15	15	15	15	15
小値賀町	8	8	8	7	7
佐々町	13.86	13.72	13.58	13.45	13.31
新上五島町	42	42	41	41	40
合 計	1,331.67	1,324.33	1,326.99	1,320.66	1,323.22
実施市町数	21	21	21	21	21

(3) 主として紙製の容器包装であって、飲料を充填するための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に係るもの

(1/1)

(単位：t)

市 町 村 名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
長崎市	50	50	50	50	50
佐世保市	11	15	18	22	25
島原市	10	10	10	10	10
諫早市	8	8	8	8	8
大村市					
平戸市	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5
松浦市	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
対馬市	4	4	4	4	4
壱岐市	14	14	14	14	14
五島市	5	5	5	5	4
西海市	7	7	7	7	7
雲仙市	3	3	3	3	3
南島原市	13	13	14	14	15
長与町	5.07	5.09	5.11	5.13	5.14
時津町	1	1	1	1	1
東彼杵町	3	3	3	3	3
川棚町	8	8	8	8	8
波佐見町	7	7	7	7	7
小値賀町					
佐々町	2.67	2.64	2.61	2.59	2.57
新上五島町	1	1	1	1	1
合 計	154.44	158.43	162.32	166.32	169.31
実施市町数	19	19	19	19	19

## (4) 主として段ボール製の容器包装に係るもの

(1/1)

(単位：t)

市 町 村 名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
長崎市	1,250	1,240	1,220	1,210	1,200
佐世保市	404	438	471	504	537
島原市	227	224	222	219	217
諫早市	418	417	415	413	412
大村市	136	137	138	139	140
平戸市	12	12	12	12	12
松浦市	9	8.9	8.8	8.7	8.7
対馬市	423	420	418	415	412
壱岐市	1,132	1,115	1,098	1,082	1,066
五島市	258	253	248	243	238
西海市	116	116	116	116	116
雲仙市	45	45	45	45	45
南島原市	86	87	88	88	89
長与町	103.87	104.23	104.58	104.94	105.29
時津町	118	119	120	121	121
東彼杵町	15	15	15	15	15
川棚町	34	34	34	34	34
波佐見町	30	30	30	30	30
小値賀町	36	36	36	36	36
佐々町	35.64	35.28	34.93	34.58	34.24
新上五島町	132	131	129	128	126
合 計	5,020.51	5,017.41	5,003.31	4,998.22	4,994.23
実施市町数	21	21	21	21	21

10 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進、その他の分別収集の促進に関する事項（法第9条第2項第4号）

- 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進のための施策の展開 -

一般廃棄物の排出抑制及び再資源化を促進するためには、容器包装廃棄物についても大幅な排出抑制及び分別収集を図っていく必要があることから、以下に示す具体的な施策を実施していくものとします。

(1) 容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及

容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進は、県下の市町における一般廃棄物の再資源化と減量化を通じて、省資源・省エネルギー、最終処分場の延命化、焼却施設の負荷軽減等を図り、環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システム（「資源循環型社会」という。）を構築していくという意義を有しています。

このような排出抑制及び分別収集の促進のためには、市町が定めた排出抑制のための方策及び分別収集の基準に従った適切な分別排出について、広範な県民の協力が必要です。

また、環境の保全に資するものとしての分別収集の促進の意義について、広く県民への普及、啓発を図ることが必要です。

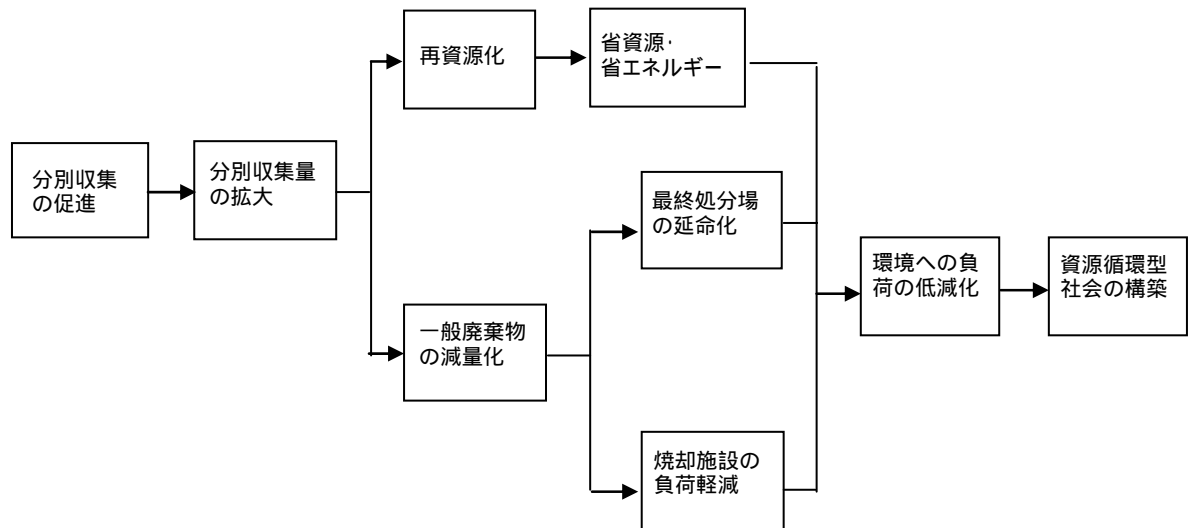


図 10 - 1 分別収集の促進の意義

1) 県民への普及、啓発の項目

排出抑制及び分別収集を促進していく上では、県民の主体的な関与が不可欠であり、そのために県民一人ひとりの排出抑制及び分別収集の重要性、促進の意義について理解を深めることが重要です。県は、以下の項目について県民への知識の普及を図ることとします。

本県における一般廃棄物の排出抑制、資源化、処理の現状と課題  
資源循環型社会を構築する上での県民の役割と位置づけ

「資源提供者 (= ゴミ排出者) としての意識の確立」

分別の意義及び分別のルール

「混ぜればゴミ、分ければ資源」

分別収集された容器包装廃棄物の再商品化までの流れ

「びん カレット びん」

「ペット ポリエステル繊維 洋服」

「スチール缶 Cプレス 鉄筋鋼棒」

「アルミ缶 アルミ地金 アルミ缶」

等の容器包装廃棄物から中間製品 (原料) を経て、再び消費者に商品として循環する流れを解りやすく説明する。

再商品化されて得られた物とこれを利用することの意義

分別排出による環境保全上の効果

省資源・省エネルギー、二酸化炭素排出削減など、天然資源の保護や地球環境の保全に対する効果を明らかにする。

県内及び全国の分別収集の実施状況

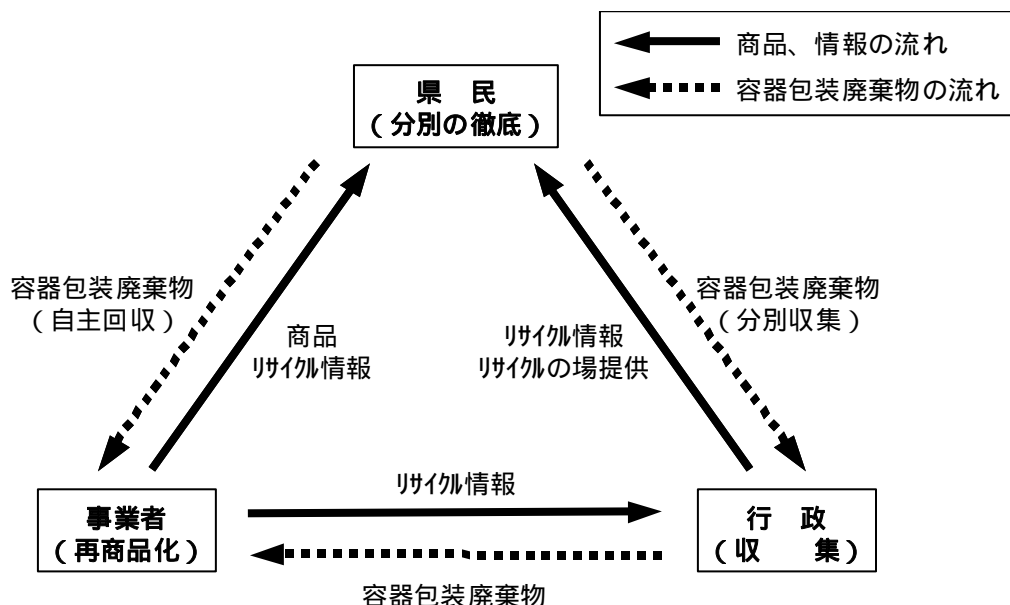


図 1 0 - 2 容器包装廃棄物のリサイクルの概念図

## 2) 排出抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識を普及させるための方策

県は、排出抑制及び分別収集の促進の意義に関する上記 ~ の項目について広く県民への知識の普及を図るため、具体的に以下の施策を行うこととします。

テレビ、新聞、ポスター、広報誌等のマスメディア及びインターネット等を利用した広報活動を通じて、排出抑制及び分別収集の促進が環境の保全に資することについて県民の理解を深めるとともに、県内外の排出抑制及び分別収集の状況等に関して県民への情報提供に努めます。さらに、廃棄物に関するホームページにより、排出抑制及び分別収集を含めた廃棄物に関する様々な最新情報の提供を行います。

繰り返し使用可能な買い物袋(マイバッグ)の持参の徹底等の普及啓発を行うことで、レジ袋等の容器包装廃棄物の排出抑制を図ります。

現状の回収率が低いその他の紙製容器包装、その他のプラスチック製容器包装の回収率を向上させるために必要な情報を、様々な広報活動を通じて県民に提供します。また、市町に対し紙製容器包装、プラスチック製容器包装の分別収集を促進するよう助言を行います。

住民や事業者に対して適切な情報提供、啓発活動を行うことにより、分別収集の促進の意義に関する知識の普及が図られるよう市町担当者等を対象とした説明会等で優良事例を紹介することで県内各地での取り組みを支援します。

事業者及び処理業者等に対し、廃棄物の排出抑制、減量化、資源化に関する意識の普及、啓発に努めます。

### (2) 県並びに市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進

市町における容器包装廃棄物の分別収集は、分別基準適合物の再商品化を促進する前提となるものであり、一般廃棄物の減量化及び資源の有効利用を図るために、各市町は、地域の実状に応じた適切な分別収集の一層の推進に努める必要があります。

市町が分別収集を推進していく上では、他の市町の状況や事例を参考として自らの方策を検討していくことも有効であり、広域的処理推進の中で分別形態や収集方法の共通化を図るなど、県内での市町相互間の分別収集に関する情報の交換は特に重要であると考えられます。

そこで県は、分別収集の促進に資する情報の提供並びに市町間での一層の情報交換を図ることによって、市町の分別収集を促進するものとします。

### 1) 分別収集の促進に資する情報

市町での容器包装廃棄物の分別収集を促進する上で、以下の情報が重要と考えられます。

各市町における分別収集の実施状況及び今後の分別収集の方針

各市町における容器包装廃棄物の分別の基準とこれを周知させるための措置

各市町における集団回収や拠点回収の活用状況や支援状況

各市町において整備されている施設及び体制

各市町における基準適合物の再資源化ルート

各市町における住民に対する意識啓発の状況

各市町における今後の施設整備計画

今後の広域化処理スケジュール

協力依頼できる民間の資源リサイクル業者等の状況

### 2) 分別収集に関する情報の効率よい収集と提供

分別収集については、容器包装の区分に限らず 21 区分（壱岐市）、19 区分（長与町）のような細分別での収集、あるいは大まかな区分での収集を行いごみ処理施設で細分別するなど、様々な分別収集体制で効果を上げている自治体が多くあります。これらの分別が進んでいる先進自治体の事例については、インターネット等の活用により、その取り組み方や状況を把握することが可能であることから、これらの事例を整理し、市町における分別収集の促進が図られる方策等について検討していくこととします。

また、ダイオキシン類の削減対策の一環として、ごみ処理の広域化が各地で進められており、このなかでリサイクル施設についても、分別が効果的・効率的に行われるよう適切な整備を図るものとしています。このためには、同一処理区域内は同一の分別収集体制をとる等の方策について、住民の理解と協力を得る必要があることから、市町間の情報交換が円滑に進むよう調整を図っていきます。

### 3) 分別収集に関する情報の交換を促進するための方策

市町相互間の分別収集に関する前記 ~ の情報の交換を促進するため、県は、県内各市町における状況や全国各地の先進事例を把握し、長崎県廃棄物対策連絡協議会等を通じて情報提供を積極的に行うこととします。

### (3) 市町への積極的な支援・助言

市町における容器包装廃棄物の分別収集を促進する上で、以下の内容について支援・助言を行うことが重要と考えられます。

市町から住民への情報の提供

分別収集の実施には、住民との直接的な対話や説明が必要とされるため、市町に対して、廃棄物を資源として循環させ得る社会を築く上で住民の資源提供者（＝ごみ排出者）として

の意識、分別の意義及び必要性、分別排出の基本的ルール、分別収集された物の再資源化される過程等について住民へ十分な情報提供が行えるように支援を行っていくこととします。

#### 分別収集体制の整備

分別収集体制を整備することは、従来の一般廃棄物の収集体制を大幅に見直すことが必要な場合や人的経済的負担が増大することもあり、市町単独あるいは少数自治体で構成する一部事務組合での取り組みでは困難な状況となることも想定されます。

したがって、県は環境保全に留意しつつ分別収集が適切かつ効果的に行われるように、長崎県ごみ処理広域化計画等との整合を図りながら、市町が近隣市町との協力連携や広域的な分別収集の実施について積極的に検討されるように長崎県廃棄物対策連絡協議会並びに地区協議会等を通じて必要な措置を講じていくこととします。

#### 施設及び協議体制等の整備

容器包装廃棄物の分別収集の実施には、分別収集された容器包装廃棄物の保管施設や選別・圧縮設備等の施設の適切な整備が必要となります。県は、市町や一部事務組合の規模や地域状況等を踏まえて適切な情報提供や助言等を行うことにより、ごみ処理広域化計画に沿った施設整備を促進していくこととします。また、広域化処理によるごみ処理の集約化に向けてブロック内、あるいはブロック間の協議・運営体制を構築することが必要なブロックについては、協議体制等の整備を支援していくこととします。

#### 対象品目の拡大のための施策

市町における分別収集計画の対象品目の中で、現在の技術レベル等での分別の容易さや流通性からビン、缶、段ボール、ペットボトル等はその多くの市町が分別収集を実施していますが、その他の紙製容器包装は逆の理由で実施する市町が少ないのが現状です。しかし、その他の紙製容器包装の容器包装廃棄物全体に占める割合は約16%にものぼっていることから、その他の紙製容器包装について、より多くの市町が分別収集を実施することにより収集量（率）が拡大され、容器包装廃棄物の再資源化率が増加することが期待されます。

したがって、本県では、分別収集品目の拡大を促進するために、収集率が低いその他の紙製容器包装やその他のプラスチック製容器包装給廃棄物に関する再資源化技術、システムの情報等の収集を行い、市町等へ情報を提供していくこととします。

#### 離島対策

離島においては、指定法人対象品目（びん、ペットボトル、その他の紙、その他のプラスチック）は指定法人が回収するので島外への運搬に係るコストは不要ですが、これら以外の容器包装廃棄物（缶、紙パック、段ボール）については分別収集並びに分別基準適合物の運搬に係る輸送コストを市町が負担しなくてはならず大きな問題となってきます。そのために、収集量を一定量確保し、輸送コストの軽減を図る必要があります。

#### (4) 関係者への協力要請

##### 1) 関係者への分別収集体制の整備に向けた協力要請

県が市町における分別収集を促進していくためには、市町、県民、事業者、資源リサイクル事業者との円滑な協体制を構築する必要があることから、既存の協議会等における関係者の協力関係を活用し、さらに情報交換・意見交換を活発にすることによって分別収集の促進が図られるように関係者に協力要請を行っていくこととします。

##### 2) 市町への協力要請

環境関係のイベントや講演会、インターネット、広報紙、回覧板などを通じて最新の分別収集の情報を、理解しやすい方法で県民に提供していくことについて協力要請を行っていきます。また、分別収集に関する施策の計画、運営、管理等にあたっては、住民の参画やあらゆる段階での適切な情報公開を行い、住民の意見を適切に反映するよう協力要請を行うこととします。

##### 3) 県民への協力要請

容器包装廃棄物の分別収集を効果的、効率的に行うためには、適切な基準に基づいて県民が適正な分別排出を行うことが重要です。そこで、県としても、ポスター、広報誌、インターネット、マスメディア等を利用した広報活動を通じて、分別排出の徹底及び廃棄物の減量化等について県民へ協力要請を行っていくこととします。

##### 4) 事業者への協力要請

容器包装を製造または利用する事業者に対しては、消費者（県民）による分別排出が容易に行えるように、容器包装に材質等の表示、素材別の分離が容易な構造、原材料の工夫などを行うことについて協力要請を行っていくこととします。

また、容器包装を利用している商品を販売する小売店等の事業者に対しては、分別排出しやすい容器包装を使用した商品の積極的な販売、容器包装廃棄物の拠点回収と流通ルートを利用した回収システムの活用について協力要請を行っていくこととし、併せて、生産・流通・販売の各段階での廃棄物排出抑制の協力要請も行っていくこととします。

さらに、製造した製品や販売する商品の環境への影響に関する情報、排出される廃棄物の処理方法等に関して消費者（県民）に理解しやすい方法で公開することについて協力要請を行っていくこととします。

##### 5) 資源リサイクル業者への協力要請

本県における資源ごみの資源化は、民間の資源リサイクル業者に委託を行っている市町もあることから、資源リサイクル業者には分別収集に関する技術が蓄積されることとなります。

そこで県は、市町が分別収集を検討する上で有効な情報や意見の取得と、市町の分別収集の拡大と効率化を図るため、資源リサイクル業者に分別収集に関するノウハウ等の提供に

ついて協力要請を行っていくこととします。

## (5) 再商品化の促進

### 1) 容器包装廃棄物の品質向上(分別の徹底)

再商品化においては、分別基準適合物の品質が製造コストに大きな影響を及ぼします。そのため、分別排出・分別収集の段階で異物の除去を徹底する等、質を高めれば再商品化の質の向上やコスト削減につながり得ることを勘案して「資金拠出制度」が創設されていることから、より質の高い分別の徹底を促進することとします。

### 2) 再商品化施設整備の促進

本県では、その他の紙製容器包装、その他のプラスチック製容器包装の分別収集率が他の容器包装廃棄物に比べ低くなっています。これらの容器包装廃棄物は、容器包装廃棄物に占める割合が高く、分別収集率を上げ、再商品化を促進していくことが必要となってくるため、その他の紙製容器包装、その他のプラスチック製容器包装の再商品化施設(油化施設や固形燃料化施設等)の整備が図られるよう、これらの施設整備を検討する資源リサイクル業者や市町に対して、県内の排出データの提供や技術情報の提供を積極的に行い、県内における再商品化施設の整備を促進することとします。

### 3) 再商品化されたものの積極的な利用

循環型社会の構築は、分別収集された容器包装廃棄物が適切に再商品化され、利用されることにより成立することとなります。

そこで県は、再商品化されて得られた物またはこれを使用した物を自ら積極的に利用するとともに、県民や事業者さらには市町に対してその利用が促進されるように広報・助言を積極的に実施していくこととします。

### 4) グリーン購入の推進

循環型社会を形成していくためには、再生製品等の供給面の取り組みを強化することに加え、その再生製品に対する需要が確保されることが重要です。容器包装や古紙のリサイクルは主に供給面の取り組みを進める役割を持ちますが、グリーン購入は需要面の拡大を図るもので、本県では、グリーン購入法第6条に基づく国の基本方針を踏まえた「長崎県環境物品等調達方針」を定め、環境物品の調達を積極的に推進しています。また、グリーン購入をさらに促進していくため、環境物品などの認定制度等を検討するとともに、市町や事業所においてもグリーン購入の積極的な取り組みを行うように働きかけます。

## (6) 第7期分別収集促進計画策定に向けた取り組み

容器包装リサイクル法が平成9年から施行され、容器包装廃棄物の分別収集に取り組む市町

の分別収集量、再商品化量は着実に増加しており、制度は浸透してきています。このような中、平成 18 年に公布された改正容器包装リサイクル法では、「消費者の意識向上、事業者との連携の促進」、「事業者に対する排出規制を促進するための措置」、「事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設」などが盛り込まれるなど、これまで以上に容器包装廃棄物の排出抑制の促進及び質の高い分別収集を推進していくことが求められています。

また、同法とは別に、平成 12 年には循環型社会形成推進基本法が制定されるとともに、食品、建設、家電の各リサイクル法、及びグリーン購入法等の制定等が行われ、さらに平成 17 年には自動車リサイクル法が完全施行されるなど制度的基盤が整備され、循環型社会の形成に向けた取り組みが推進されてきました。

今後、ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を実現していくためには、各種法令を遵守することにより、廃棄物の排出を抑制し、その上でリサイクルを推進していく必要があります。とりわけ一般廃棄物の相当量を占める容器包装廃棄物に関するリサイクルの取り組みを進めることは極めて重要なことから、容器包装廃棄物の分別収集をより一層促進していく必要があります。容器包装の各品目における再資源化率の差は、分別の容易さ、再資源化施設の有無、再生製品の商品価値等によって生じており、これらを解消するための技術開発、収集システムの改良、税制的措置等が必要となってきます。

とくにその他の紙製容器包装やその他のプラスチック製容器包装は、容器包装廃棄物全体に占める割合が高く、これらの収集率の向上は容器包装廃棄物の再資源化を促進する上で重要なものとなっています。

長崎県としては、本計画の円滑な推進と分別収集品目の拡大及び低収集率品目の再資源化、特にその他の紙製容器包装とその他のプラスチック製容器包装の再資源化の向上をめざした収集体制や技術の確立を国、市町、県民並びに事業者等と連携を図りながら、推進していくこととします。

## 1 1 容器包装廃棄物の分別収集の推移について

本計画による容器包装廃棄物の排出量は、平成 23 年度の 79,221 t が、平成 27 年度には 76,865 t と 2,356 t (3.0%) 減少することが見込まれます。一方、容器包装廃棄物の分別収集量においても、平成 23 年度の 29,585 t が、平成 27 年度には 29,187 t と 398 t (1.3%) 減少することが見込まれます。

しかしながら、分別収集率(容器包装廃棄物の分別収集量/容器包装廃棄物排出量)は、平成 23 年度の 37.3%が、平成 27 年度には 38.0%と 0.7%の微増しか見込まれないことから、これをさらに向上させるためには、収集率が低いその他の紙製容器包装、その他のプラスチック製容器包装の分別収集を推進していく必要があります。

表 1 1 - 1 分別収集量及び分別収集率

項 目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物の排出量(t)	79,221	78,639	78,054	77,398	76,865
容器包装廃棄物の分別収集量(t)	29,585	29,484	29,384	29,254	29,187
分別収集率(%)	37.3	37.5	37.6	37.8	38.0

## 1 2 容器包装廃棄物の分別収集の問題点及び方策について

### ( 1 ) 容器包装廃棄物の分別収集目標達成に向けた今後の課題

本計画では平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間で、容器包装廃棄物の分別収集量が 29,585 t から 29,187 t に減少、分別収集率は 37.3% から 38.0% とわずか 0.7% 増加することとなっています。

市町ごとの分別収集率にはばらつきがみられ、種類ごとの分別収集率について、飲料用紙製容器及びその他の紙製容器は極端に低く、その他プラスチック製容器も低い水準にあります。

容器包装廃棄物のリサイクルは、市町が分別収集した分別基準適合物を適正に再商品化し、なおかつ再商品化されたものが消費者によって利用されて初めて成立するものであることから、分別収集率を向上するためには、容器包装廃棄物のそれぞれについて「分別収集 再商品化 再商品化されたものの利用」というリサイクルの輪を完成させ、それぞれの段階を充実させることが重要です。

以下、本計画を達成するための課題を品目別に述べることにします。

#### 1 ) びん類 ( 無色、茶色、その他 )

ガラスびんには、ビールびんのように洗って繰り返し使える「リターナブルびん」と 1 回限りの使用となる「ワンウェイびん」があります。ワンウェイびんは自治体収集及び集団回収により集められ、これらは破碎等により、ガラスびんの原料のカレットにされ、新たなガラスびんとして再利用されています。平成 20 年のカレット利用率 ( ガラスびん生産量に対するカレット使用量の割合 ) は 96.7% ( 出典：ガラスびんリサイクル促進協議会 ) となっています。

本計画において、びん類全体は、67 ~ 68% 程度の分別収集率が見込まれており、そのなかで、その他びんが 85%、茶色びんが 70% であるのに比べ、無色びんは 54 ~ 56% とやや低い収集率となっています。

茶色びんは、栄養ドリンクのびんなど種類が比較的限定されており分別が容易なことや、再資源化ルートも業界全体で確立されていることなどから分別収集率が高くなっていると考えられます。一方、無色びんの場合は、淡い緑色や青色との分別が困難なことなどから、分別収集率が低くなっていると考えられます。

本県では、びん類はすべての市町で回収されており、今後大幅な分別収集率の向上は見込めないため、びん類の分別収集率の目標達成には、茶色、その他のびんに比べ収集率が低い無色びんの分別収集を向上させることが効果的であると考え、その分別を促進していくことが課題です。

#### 2 ) プラスチック ( ペットボトル、その他プラスチック製容器包装 )

国内の平成 20 年のプラスチック廃棄物の再利用量は約 758 万 t、有効利用率は約 76% であり、平成 10 年の 2 倍近くとなっています。また、内訳はサーマルリサイクルとして熱利用焼

却が 124 万 t (16%)、廃棄物発電が 353 万 t (47%)、固形燃料が 41 万 t (6%)、ケミカルリサイクルとして油化・ガス化・高炉原料が 25 万 t (3%) となっており、新しいプラスチックの原材料として使用されるマテリアルリサイクルは 214 万 t (28%) となっています。(出典：プラスチック処理促進協会)

本計画においては、プラスチック全体の分別収集率は平成 23 年度から平成 27 年度までに、38.0%から 38.3%と微増が見込まれています。そのなかで、ペットボトルについては、すべての市町で回収が行われており、76~78%台と比較的高い分別収集率となっています。また、県民のリサイクル意識も高いことから、今後も分別収集率はこの水準で推移していくものと考えられます。

一方、その他のプラスチックについては、回収を行う市町数は少なくないものの、対象物が多種多様で分別に手間がかかることもあり、分別収集率は 31.8~31.9%と低いことから、特にその他のプラスチックについて、分別収集率をあげていくことが課題となっています。

### 3) 缶(スチール、アルミニウム)

我が国におけるスチール缶及びアルミニウム缶の再資源化率の現況は、それぞれ 88.5% (平成 20 年、出典：スチール缶リサイクル協会) 及び 93.4% (平成 21 年度、出典：アルミ缶リサイクル協会) となっており、増加傾向にあります。(いずれも事業者による再資源化を含む。) また、再資源化ルートも確立されています。

本計画においては、缶の分別収集率は、スチールが 67~69%、アルミニウムが 54~55%と比較的高率を見込んでおり、本県のすべての市町で回収されているため、今後も安定した分別収集が行われると考えられます。

今後も、なお一層の分別収集率向上を図るとともに、洗浄等により回収物の品質を高めていくことが課題です。

### 4) 紙類(飲料用紙製容器<紙パック>、段ボール、その他の紙製容器包装)

国内の古紙全体で見ると、平成 21 年における古紙の回収率(国内消費量に占める古紙回収量の割合)は 79.7% (出典：(財)古紙再生促進センター)、古紙利用率(古紙パルプ及び古紙の繊維原料に占める割合)は 63.0% (出典：(財)古紙再生促進センター) となり、年々増加しています。

本計画においては、紙類全体の分別収集率は平成 23 年度から平成 27 年度まで、18%程度と低い水準が見込まれています。

そのなかで、段ボールは、県内のすべての市町で回収されており、再資源化ルートが確立しているため、分別収集率は 33%程度となっています。一方、飲料用紙製容器は、県内の約 9 割の市町で回収されますが、分別収集率は 7~8%と低く見込まれます。これは、スーパー、生協等の民間回収も実施されていますが、洗浄・乾燥等の手間が県民の負担となるため回収が進まないことによるものと考えられます。

また、その他の紙製容器包装の分別収集率も、1.5%と非常に低く、これは、回収する市町数が 4 割と低く、分別の基準や再生ルート等が確立していないためと考えられます。

このことから、特に、分別収集率の低い飲料用紙製容器、その他の紙製容器包装について分別収集率をあげていくことが課題となっています。

表 1 1 - 1 容器包装廃棄物の種類ごとの分別収集率

(単位: %)

項 目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
びん類	67.09	67.39	67.69	67.90	68.11
無色	53.68	54.32	54.94	55.55	56.10
茶色	70.04	70.19	70.33	70.26	70.24
その他	84.70	84.66	84.68	84.67	84.73
プラスチック	37.96	38.03	38.13	38.18	38.30
PETボトル	76.29	76.70	77.36	77.54	78.24
その他プラスチック製容器包装	31.83	31.84	31.86	31.87	31.91
缶	62.18	62.32	62.66	63.02	63.43
スチール	67.24	67.52	67.73	68.22	68.72
アルミニウム	54.38	54.34	54.87	55.05	55.37
紙類	17.95	18.10	18.20	18.36	18.50
飲料用紙製容器	7.42	7.67	7.92	8.18	8.39
段ボール	32.50	32.74	32.90	33.16	33.38
その他紙製容器包装	1.51	1.52	1.52	1.55	1.56

) 各年度の容器包装廃棄物全体の排出量に各年度の種類の排出割合を乗じて算出

## (2) 容器包装廃棄物の分別収集目標達成のための方策

平成 18 年の「容器包装リサイクル法」改正に伴い、市町村分別収集計画の公表が義務付けられ、平成 19 年 4 月からは容器包装多量利用事業者への勧告・公表・命令・罰則が適用されています。

さらに、平成 20 年 4 月には市町村の分別収集による再商品化の合理化の寄与の程度を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みが創設されています。

これらの法改正を経て、市町において容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集が図られていますが、今後も、県として長崎県廃棄物処理計画との整合を図り、かつ、本計画を達成するため積極的に排出抑制及び分別収集の促進に関する情報の提供や研修会の開催等を行い、市町との連絡を密にして各市町の実態に即した分別収集の推進を図ることとします。

特に、分別収集率が低い市町については個別協議等を行う等、問題点を明らかにして改善が図られるよう助言を行っていきます。

また、段ボールを除く紙製容器やペットボトルを除くプラスチック製容器といった分別収集率の低い品目については、事業系古紙回収システムの構築や牛乳パックリサイクルの推進、市町リサイクルセンターの設置支援などに力を入れ、県全体での分別収集率の向上を図ります。

以下、本計画を達成するための方策を品目別に述べることにします。

### 1) びん類(無色、茶色、その他)

びん類は、茶、その他については分別収集率が高くなっている反面、無色びんは、これらと比較して低い水準となっていることから、特に無色びんの収集率を増加させるための対策を必要とします。市町におけるびん類の分別収集・再商品化・再商品化されたものの利用に関する方策としては以下の事項が考えられます。

< 住民指導 >

びんの中身は捨て、簡単な水洗いをして排出する  
キャップをはずして排出する（びんの形状によっては、つけたままにして排出するよう指導している自治体あり）  
異物を混入しない

< 分別収集 >

事業者回収の促進  
選別コストを削減するには色別（無色・茶・その他）による収集が望ましい  
分別の徹底にはゴミ袋を用いず裸びんのコンテナ収集が有効

< 施設整備 >

選別施設の整備（リサイクルプラザ等）  
ストックヤードの整備  
コンテナの整備

< 再商品化されたものの利用促進 >

舗装用材料、軽量骨材等の土木資材・建築資材等への積極的利用

< 排出抑制 >

リターナブルびんの選択購入  
リターナブルびんの「生びん」としての回収・再使用  
詰め替え用製品の商品の選択購入

2) プラスチック（ペットボトル、その他プラスチック製容器包装）

その他のプラスチック製容器包装については、対象物が多種多様であり分別に手間がかかることなどから、分別収集率は低いため、収集率向上のための対策が必要です。また、白色トレイについては、小売業者等による店頭回収による取り組みも見られるが、今後さらに多くの市町の積極的な取り組みが必要です。市町におけるプラスチックの分別収集、再商品化、再商品化されたものの利用に関する方策としては下記の事項が考えられます。

< 住民指導 >

異物や汚れているものを混入しない  
ペットボトルは中身を捨て、簡単な水洗いをして排出する  
ペットボトルはラベルやキャップを除去して排出する

< 分別収集 >

集団回収、拠点回収及び事業者回収の促進

< 施設整備 >

選別施設の整備（リサイクルプラザ等）  
ストックヤードの整備  
回収ボックスの整備

< 再商品化されたものの利用促進 >

再生品の積極的利用  
土木・建設資材への積極的利用

< 排出抑制 >

簡易包装された商品の選択購入  
リターナブルびんの選択購入  
詰め替え可能な商品の選択購入

3) 缶（スチール、アルミニウム）

缶については、分別収集率が比較的高率ですが、分別収集をさらに促進していく上では、排出時の異物の混入、飲み残しの防止や洗浄後の分別排出に努めることで、純度の高いものにしていくことが必要と考えられます。このことを含め市町における缶の分別収集・再商品化・再商品化されたものの利用に関する方策としては以下の事項が考えられます。

< 住民指導 >

缶の中身は捨て、簡単な水洗いをして排出する  
異物を混入しない

< 分別収集 >

集団回収、拠点回収及び事業者回収の促進  
分別を徹底するためにはゴミ袋を用いず裸でコンテナ収集が有効  
機械選別が容易であり、必ずしもスチール缶とアルミニウム缶の分別は必要としない。

< 施設整備 >

磁選機、アルミニウム選別機を備えた選別施設の整備（リサイクルプラザ等）  
ストックヤードの整備  
コンテナの整備

< 再商品化されたものの利用促進 > 現状において市場に出回っているため不要

< 排出抑制 >

リターナブルびんの選択購入

#### 4) 紙類（飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装）

分別収集率を向上するためには、市町に対する分別回収の拡大を要請していくとともに、分別基準の明確化や再生ルートの確立が必要です。さらに、県民への分別排出の徹底を促していく必要があり、特に、分別収集率の低い飲料用紙製容器（紙パック）、その他の紙製容器包装については分別収集率を向上させるための対策を必要とします。市町における紙類の分別収集・再商品化・再商品化されたものの利用に関する方策としては下記の事項が考えられます。

##### < 住民指導 >

禁忌品を混入しない（ただし、何が禁忌品かの情報提供が必要）

紙パックは中身を捨て、水洗い後に乾燥して排出する

紙パックは切り開いて排出することが望ましい

識別表示に従い分別排出する

##### < 分別収集 >

集団回収及び拠点回収の促進（学校での牛乳パックリサイクルの促進や回収ボックス設置）

事業者による自主的な資源化を促進（特に段ボール）

##### < 施設整備 >

選別施設の整備（リサイクルプラザ等）

ストックヤードの整備

回収ボックスの整備

##### < 再商品化されたものの利用促進 >

行政及び事業者による再生紙（特に情報用紙、印刷用紙）の積極的利用

家庭や事業所における古紙 100%のトイレトペーパー及びティッシュペーパーの積極的利用

事業者による古紙を利用した包装資材の積極的利用

土木・建設資材への積極的利用

##### < 排出抑制 >

コピー用紙等の両面使用

簡易包装された商品の選択購入

リターナブルびんの選択購入

製造・流通事業での簡易梱包の実施

## 【資料編】

表 - 1 容器包装廃棄物種類別排出割合

(単位:%)

項 目	容器包装廃棄物種類別排出割合				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装全体	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
びん類	17.25	17.25	17.25	17.26	17.28
無色	6.55	6.54	6.54	6.55	6.56
茶色	6.87	6.87	6.86	6.87	6.88
その他	3.83	3.84	3.84	3.85	3.85
プラスチック	37.20	37.22	37.23	37.25	37.24
PETボトル	5.12	5.13	5.13	5.14	5.13
その他プラスチック製容器包装	32.08	32.09	32.10	32.10	32.10
缶	7.85	7.85	7.85	7.84	7.85
スチール	4.76	4.75	4.75	4.75	4.74
アルミニウム	3.09	3.10	3.10	3.10	3.11
紙類	37.69	37.68	37.67	37.65	37.63
飲料用紙製容器	2.63	2.63	2.63	2.63	2.63
段ボール	19.50	19.49	19.48	19.47	19.47
その他紙製容器包装	15.56	15.56	15.56	15.55	15.54

) 各年度の容器包装廃棄物種類別排出量を全体排出量で除して算出

表 - 2 容器包装廃棄物種類別排出量

(単位:t)

項 目	容器包装廃棄物種類別排出量				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装全体	79,221.21	78,639.15	78,054.33	77,398.41	76,864.62
びん類	13,668.29	13,564.09	13,462.93	13,361.25	13,285.59
無色	5,187.56	5,146.21	5,105.66	5,066.52	5,039.95
茶色	5,443.00	5,399.07	5,357.86	5,315.15	5,285.87
その他	3,037.73	3,018.81	2,999.41	2,979.58	2,959.77
プラスチック	29,471.19	29,270.31	29,059.62	28,828.00	28,621.40
PETボトル	4,060.02	4,037.55	4,004.08	3,981.78	3,945.49
その他プラスチック製容器包装	25,411.17	25,232.76	25,055.54	24,846.22	24,675.91
缶	6,220.72	6,176.23	6,128.74	6,071.59	6,033.42
スチール	3,771.94	3,738.93	3,710.51	3,672.71	3,643.49
アルミニウム	2,448.78	2,437.30	2,418.23	2,398.88	2,389.93
紙類	29,861.01	29,628.52	29,403.04	29,137.57	28,924.21
飲料用紙製容器	2,081.99	2,066.79	2,050.59	2,033.39	2,018.22
段ボール	15,450.02	15,323.73	15,208.45	15,072.18	14,961.99
その他紙製容器包装	12,329.00	12,238.00	12,144.00	12,032.00	11,944.00

) 各市町村の分別収集計画の容器包装廃棄物種類別排出量より算出

表 - 3 容器包装廃棄物種類別分別収集量

(単位:t)

項 目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物の分別収集量	29,584.77	29,483.95	29,384.36	29,254.48	29,187.02
びん類	9,169.91	9,140.97	9,113.06	9,071.94	9,048.22
無色	2,784.62	2,795.37	2,805.02	2,814.68	2,827.43
茶色	3,812.44	3,789.74	3,768.15	3,734.46	3,712.87
その他	2,572.85	2,555.86	2,539.89	2,522.80	2,507.92
プラスチック	11,186.02	11,132.14	11,080.57	11,005.79	10,962.15
PETボトル	3,097.27	3,096.92	3,097.69	3,087.34	3,087.11
その他プラスチック製容器包装	8,088.75	8,035.22	7,982.88	7,918.45	7,875.04
うち白色トレイ	57.29	58.29	59.29	60.29	61.29
缶	3,867.89	3,849.00	3,840.10	3,826.21	3,827.11
スチール	2,536.22	2,524.67	2,513.11	2,505.55	2,503.89
アルミニウム	1,331.67	1,324.33	1,326.99	1,320.66	1,323.22
紙類	5,360.95	5,361.84	5,350.63	5,350.54	5,349.54
飲料用紙製容器	154.44	158.43	162.32	166.32	169.31
段ボール	5,020.51	5,017.41	5,003.31	4,998.22	4,994.23
その他紙製容器包装	186.00	186.00	185.00	186.00	186.00

表 - 4 容器包装廃棄物種類別分別収集率

(単位:%)

項 目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
びん類	67.09	67.39	67.69	67.90	68.11
無色	53.68	54.32	54.94	55.55	56.10
茶色	70.04	70.19	70.33	70.26	70.24
その他	84.70	84.66	84.68	84.67	84.73
プラスチック	37.96	38.03	38.13	38.18	38.30
PETボトル	76.29	76.70	77.36	77.54	78.24
その他プラスチック製容器包装	31.83	31.84	31.86	31.87	31.91
缶	62.18	62.32	62.66	63.02	63.43
スチール	67.24	67.52	67.73	68.22	68.72
アルミニウム	54.38	54.34	54.87	55.05	55.37
紙類	17.95	18.10	18.20	18.36	18.50
飲料用紙製容器	7.42	7.67	7.92	8.18	8.39
段ボール	32.50	32.74	32.90	33.16	33.38
その他紙製容器包装	1.51	1.52	1.52	1.55	1.56

表 - 5 容器包装廃棄物分別収集実施市町数

項 目		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
びん類	無色	21	21	21	21	21
	茶色	21	21	21	21	21
	その他	21	21	21	21	21
プラスチック	PETボトル	21	21	21	21	21
	その他プラスチック製容器包装	19	19	19	19	19
	うち白色トレイ	15	15	15	15	15
缶	スチール	21	21	21	21	21
	アルミニウム	21	21	21	21	21
紙類	飲料用紙製容器	19	19	19	19	19
	段ボール	21	21	21	21	21
	その他紙製容器包装	8	8	8	8	8

) 県内全市町村数 21